

# 指定介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス

## 重要事項説明書

[令和 7 年 6 月 20 日現在]

### 1 事業者（法人）の概要

法人の名称	社会福祉法人熊谷市社会福祉協議会
代表者役職・氏名	会長 原山 俊市
法人所在地・電話番号	埼玉県熊谷市弥藤吾 2450 番地 048-588-2345
法人設立年月日	平成 18 年 3 月 1 日

### 2 サービスを提供する事業所の概要

#### (1) 事業所の名称等

名 称	社会福祉法人熊谷市社会福祉協議会 熊谷介護事業所
事業所番号	介護予防・日常生活支援事業訪問型サービス (指定事業所番号 1173101302)
所在地	〒360-0042 埼玉県熊谷市本町一丁目 9 番地 1
電話番号	048-523-9944
F A X 番号	048-525-8780
通常の事業の実施地域	熊谷市

#### (2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日まで (12月29日から1月3日までを除く。)
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

#### (3) サービス提供日及び提供時間

営業日	月曜日から土曜日まで (12月29日から1月3日までを除く。)
営業時間	午前 8 時から午後 7 時まで

### 3 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

#### <主な職員の配置状況>

職員の配置については、指定基準を下回らない範囲で変動することがあります。

職 種	常 勤	非常勤	職務の内容
1、管理者兼サービス提供責任者	1名		管理者はサービス提供責任者や訪問介護員の管理及び業務の管理を行います。
2、サービス提供責任者	1名	1名	訪問介護の申し込みに係る調整、介護予防・日常生活支援総合事業訪問計画作成及び訪問介護員に対する技術指導等、サービス内容の管理等を行います。
3、訪問介護員		20名 以上	訪問介護計画に基づき、訪問介護の提供を行います。

### 4 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者宅に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担して頂く場合があります。

### 5 介護保険における給付の対象となるサービス

#### (1) 身体介護

利用者の身体に直接接触して介助するサービス、利用者の ADL・IADL・QOL や意欲の向上のための利用者と共にいる自立支援・重度化防止のためのサービス、その他専門的知識・技術をもって行う利用者の日常生活上・社会生活上のためのサービスを行います。

(排泄介助、食事介助、清拭、入浴介助、体位変換、服薬介助、通院・外出介助等)

## (2) 生活援助

家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して、家事の援助を行います。(調理(家族分の調理は行いません)、洗濯(家族分の洗濯は行いません)、掃除(利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません)、買い物(利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。預貯金の引き出しや預け入れは行いません))

上記のサービスは、例えば利用者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

(3) サービスの実施頻度は、介護予防サービス・支援計画(ケアプラン)において以下の支給区分が位置づけられ、1週間あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護計画において具体的な実施日、1回あたりの時間数や実施内容等を定めます。

支給区分	1週間あたりのサービス提供回数
I	週1回程度の訪問
II	週2回程度の訪問
III	週3回程度の訪問

ア 利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日、時間等は、介護予防サービス・支援計画(ケアプラン)がある場合には、それを踏まえた介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護計画に定められます。ただし、利用者の状態の変化、介護予防サービス・支援計画に位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

イ 利用者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護計画に定めた実施回数、時間等を大幅に上回る場合には、介護予防・日常生活支援総合事業事業者と調整の上、支給区分の変更、介護予防サービス・支援計画の変更又は要支援認定の変更、要介護認定の申請の援助等必要な支援を行います。

## 6 介護予防・日常生活支援総合事業 サービス利用料金

利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。介護予防サービス・支援計画において位置づけられた支給区分によって次のとおりとなります。

熊谷市においては、地域区分別単価が7級地となるため、単位に10.21円を乗じた額が利用者負担額となります。

	区分	単位	利用料 (介護報酬総額)	保険請求額 (9割)	利用者負担額 (1割)	保険請求額 (8割)	利用者負担額 (2割)
月額	(Ⅰ)週に1回程度	1,176	12,006円	10,805円	1,201円	9,604円	2,402円
	(Ⅱ)週に2回程度	2,349	23,983円	21,584円	2,399円	19,186円	4,797円
	(Ⅲ)週に3回程度	3,727	38,052円	34,246円	3,806円	30,441円	7,611円

	区分	単位	利用料 (介護報酬総額)	保険請求額 (7割)	利用者負担額 (3割)
月額	(Ⅰ)週に1回程度	1,176	12,006円	8,404円	3,602円
	(Ⅱ)週に2回程度	2,349	23,983円	16,788円	7,195円
	(Ⅲ)週に3回程度	3,727	38,052円	26,636円	11,416円

	区分	単位	利用料 (介護報酬総額)	保険請求額 (9割)	利用者負担額 (1割)	保険請求額 (8割)	利用者負担額 (2割)
日割 の場合	(Ⅰ)週に1回程度	39	398円	358円	40円	318円	80円
	(Ⅱ)週に2回程度	77	786円	707円	79円	628円	158円
	(Ⅲ)週に3回程度	123	1,255円	1,129円	126円	1,004円	251円

	区分	単位	利用料 (介護報酬総額)	保険請求額 (7割)	利用者負担額 (3割)
日割 の場合	(Ⅰ)週に1回程度	39	398円	278円	120円
	(Ⅱ)週に2回程度	77	786円	550円	236円
	(Ⅲ)週に3回程度	123	1,255円	878円	377円

- (1) 利用者の体調不良や状態の改善等により介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

(2) 月ごとの定額制になっているため、月の途中から利用を開始した場合や、月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として日割り計算は行いません。

- ① 月途中で要介護から要支援に変更になった場合
- ② 月途中で要支援から要介護に変更になった場合
- ③ 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

(3) 月途中で要支援度が変わった場合には、日割り計算によりそれぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

(4) 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

(5) その他の加算金額

- ① 利用料金の合計額に、別途、介護職員等処遇改善加算を算定いたします。

加算名称	利用料	利用者自己負担額
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	介護報酬総単位数の14.5%相当	14.5%の自己負担割合に応じた額

- ③ 新規の介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護計画を作成し、初回に実施した介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護と同月内にサービス提供責任者が自ら介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護を行う場合、又は訪問介護員等が介護予防・日常生活支援総合事業訪問介護を行う際に同行訪問した場合に算定いたします。

加算名称	単位	利用料 (介護報酬総額)	保険請求額 (9割)	利用者負担額 (1割)	保険請求額 (8割)	利用者負担額 (2割)
初回加算	200	2,042 円	1,837 円	205 円	1,633 円	409 円

加算名称	単位	利用料 (介護報酬総額)	保険請求額 (7割)	利用者負担額 (3割)
初回加算	200	2,042 円	1,429 円	613 円

- ④ 別に厚生労働省が定める基準に該当する場合には、以下のような減算があります。

ア 高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1相当を減算とします。

イ 業務継続計画未策定減算として所定単位数の100分の1相当を減算とします。

## 7 利用者負担額、その他の請求及び支払い方法（契約書第7条参照）

### （1）請求方法

- ① 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。
- ② 請求書は、利用月の翌月20日までに利用者あてにお届けします。

### （2）支払い方法等

- ① 請求月の28日までに、下記の方法でお支払いください。
  - ・利用者が指定する口座からの自動振替
  - ・現金払い（自動振替ができない場合のみ）
- ② お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管してください（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります）。

## 8 秘密の保持

- （1）従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。
- （2）利用者からあらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者家族の個人情報を用いませぬ。
- （3）利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

## 9 利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

- （1）利用予定日の前に、利用者の都合によりサービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- （2）サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

## 10 サービスの利用に関する留意事項

### （1）サービスの提供を行う訪問介護員

サービスの提供時に担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

### （2）訪問介護員の交替（契約書第5条参照）

#### ア 利用者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の訪問介護員の指名はできません。

#### イ 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により訪問介護員を交替することがあります。訪問介護員を交替する場合は、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

### 1.1 サービス実施の留意事項（契約書第6条参照）

#### (1) 定められた業務以外の禁止

利用者は「4 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

#### (2) 介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービスの実施に関する指示・命令

サービス実施に関する指示、命令はすべて事業者が行います。ただし、事業者はサービス実施にあたっては、利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

#### (3) 備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。

### 1.2 虐待防止に関する事項

#### (1) 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

三 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

#### (2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所又は養護者（利用者の家族等

利用者を現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

### 1.3 身体拘束等の禁止

- (1) 事業所は、サービス提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。
- (2) 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- (3) 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
  - ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - ウ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

### 1.4 衛生管理等

- (1) 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置  
委員会の開催 6か月に1回以上
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (4) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

採用時研修	採用後3か月以内
継続研修	年1回以上
訓練の実施	年1回以上

### 1.5 サービス内容の変更（契約書第8条参照）

サービス利用当日に利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は変更したサービス内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

### 1.6 訪問介護員の禁止行為（契約書第12条参照）

訪問介護員は利用者に対する訪問介護サービスの提供にあたって、次に該当

する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者若しくはその家族からの金銭又は高価な物品の授受
- ③ 利用者の家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④ 飲酒及び利用者若しくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ 利用者若しくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他利用者若しくはその家族等に対して行う迷惑行為

#### 1.7 事故発生時の対応について

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険名	全国社会福祉協議会団体保障制度「社協の保険」

#### 1.8 緊急時の対応について

サービスの提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医に連絡するとともに、予め指定する連絡先にも連絡いたします。

主治医	利用者の主治医	
	所属医療機関等	
	所在地及び電話番号	
家族等	緊急連絡先の家族等	
	住所及び電話番号	

#### 1.9 サービス提供責任者

サービス提供責任者は利用者からのサービス利用申込みに関する調整や、介護予防訪問介護計画の作成などをはじめ、次のような業務を担当します。

利用に当たって疑問、心配事、サービス内容を変更したい場合は、サービス提供責任者に気軽にお尋ねください。

サービス提供責任者の業務

- ① サービスの利用の申し込みに関する調整
- ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握
- ③ 居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議への出席など）
- ④ 居宅介護支援事業者に対して、把握した利用者の服薬状況、口腔機能  
その他必要な情報提供
- ⑤ 訪問介護員への援助目標、援助内容に関する指示
- ⑥ 訪問介護員の業務の実施状況の把握
- ⑦ 訪問介護員の業務管理
- ⑧ 訪問介護員の研修、技術指導
- ⑨ その他、サービス内容の管理に関する必要な業務

20 サービス提供に関する相談、苦情（契約書第18条参照）

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

(2) 苦情相談窓口

苦情受付担当者	管理者 菊池 剛章
苦情解決責任者	事務局長 堀越 奈緒美
電話番号	048-523-9944
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで
受付日	月曜日から土曜日まで (12月29日から1月3日までを除く。)
第三者評価の実施	1 あり 実施日 [ ] 評価機関名 [ ] 結果の開示 [ ]
	2 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">なし</span>

(3) 市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

熊谷市長寿いきがい課	048-524-1402
大里広域市町村圏組合	048-501-1330
埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 苦情対応係	048-824-2568 (苦情相談専用)

令和 年 月 日

「指定介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス」重要事項説明書について説明し、交付しました。

事業者 住 所 熊谷市弥藤吾 2450 番地  
事業者名 社会福祉法人熊谷市社会福祉協議会  
代表者名 会 長 原 山 俊 市 ㊞

説明者 住 所 熊谷市本町一丁目 9 番地 1  
事業所名 社会福祉法人熊谷市社会福祉協議会  
熊谷介護事業所  
(指定介護予防・日常生活支援総合事業訪問型サービス事業所  
事業所番号 1173101302)

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

本書面に基づき、事業者から説明を受け、交付を受けました。

利用者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

代理人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞